

《参考》 総会における解散の決議から清算終了までのフロー

NPO法人

法人の解散等の登記手続の窓口は仙台法務局となります。
理事の登記状況をご確認のうえ、事前に仙台法務局に法人の解散及び清算人の登記手続についてご相談ください。

仙台法務局 法人登記部門 仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎4階
電話：022-225-5611（代表）

(1) 社員総会において解散
を決議する

(2) 法務局において解散及
び清算人の登記を行う

解散した旨の届出
※解散届出書
(様式第10号)

(届出先) 仙台市

(3) 主たる事務所の所在地
を管轄する地方裁判所の監
督により、清算業務を行う

※清算人(一般に理事が就任する)は、法人
格を消滅させるため、以下の業務を行うこと
となります。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て・弁済を行う
- ③ **債権の申し出の公告と催告を、官報に掲載する。**
- ④ 公告と催告により判明した債務の分配を完了する
- ⑤ 残余財産がある場合、定款の定めに基づき財産の引渡しを行う

清算人就任の日から遅滞なく、
解散公告を官報に掲載する必要
があります。

期間内に債権の申し出をすべき
旨の催告をしますが、その期間
は2カ月を下回ることはできま
せん。

※官報掲載には費用がかかります。

収益事業を行っていた場合は、清算財
産に対して、法人税、法人県民税・市民
税等が賦課されることもありますの
で、申告納付が必要となる場合があ
ります。
個別に税担当部署にご確認願います。

(4) 法務局において清算結
了した旨の登記を行う

清算が終了した旨
の届出
※清算終了届出書
(様式第13号)

(届出先) 仙台市

法人格の消滅